

## 山陰教区表彰授与基準内規

### 1. 目的

山陰教区内寺院に所属する門信徒について、教区・寺院へ尽力した者に対し、所属寺院よりの推薦に基づき教務所長が表彰を行うものとする。

### 2. 被表彰者

- ① 責任役員
- ② 門徒総代
- ③ その他、寺院護持への業績があると同時に、教区の興隆に寄与し、他の模範と思われる者

### 3. 推薦者

所属寺院住職・住職代務、当該組組長（やむを得ない場合に限る）

### 4. 推薦方法

- ① 所定様式「表彰授与推薦書」に推薦事由を記載し、署名捺印のうえ当該組組長に提出する
- ② 組長は、意見を記載し、署名捺印のうえ教務所長に提出する

### 5. 表彰方法

教務所長は、推薦に基づき表彰状を交付し、当該寺院宛に送付する。

### 6. 表彰原則

教区表彰については、宗派表彰を補完するものとする。なお、特別な事由を除き1ヶ寺について年間10人を上限とする。

### 附則

1. この内規は2016（平成28）年11月16日から施行する
2. この内規施行以前に講じた措置は、この内規による措置とみなす

[註] 2016（平成28）年度 基本立案第189号（平成28年11月16日決裁）に基づく

以 上